薬局製剤製造販売業許可更新申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 薬局製剤製造販売業の許可を更新しようとするとき |
| 根拠法令 | 法律　第12条、第23条施行令　第４条、第35条、第74条の４、第80条施行規則　第23条 |
| 提出部数 | １部（松本市保健所） |
| 添付書類 | 薬局製剤製造販売業許可証の原本 |
| 手数料 | ５，９００円（現金） |
| その他 | １．許可証を紛失した場合、再交付申請手続きを併せて行う。 |

薬局製剤製造販売業許可更新申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 許可番号及び年月日 |  |
| 主たる機能を有する事務所（薬局）の名称 |  |
| 主たる機能を有する事務所（薬局）の所在地 |  |
| 許可の種類 | 薬局製剤製造販売業許可 |
| （法人にあつては）薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名 |  |
| 総括製造販売責任者（総括製造販売責任者補佐薬剤師を置く場合にあつては、その者を含む。） | 氏名 |  | 資格 | 薬剤師名簿登録番号：登録年月日： |
| 住所 |  |
| に責任を有する役員を含む。）の欠格条項申請者（法人にあつては、薬事に関する業務 | (1) | 法第75条第１項の規定により許可を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者 |  |
| (2) | 法第75条の２第１項の規定により登録を取り消され、取消しの日から３年を経過していない者 |  |
| (3) | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、３年を経過していない者 |  |
| (4) | 法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物及び劇物取締法その他薬事に関する法令で政令で定めるもの又はこれに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から２年を経過していない者 |  |
| (5) | 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 |  |
| (6) | 精神の機能の障害により製造販売業者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 |  |
| (7) | 製造販売業者の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 |  |
| 備考 | 薬局開設許可番号：薬局開設許可年月日： |

上記により、薬局製製剤製造販売業の許可の更新を申請します。

　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 松本市長 | 　殿 |

（注意）

　 １ 用紙の大きさは、A4とすること。

 ２ 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

　 ３ 総括製造販売責任者の資格欄には、薬剤師の薬剤師名簿の登録番号及び登録年月日を記載す

ること。

　 ４ 申請者の欠格条項の(1)欄から(7)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あ

るときは、(1)欄及び(2)欄にあつてはその理由及び年月日を、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑

の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日

を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を記載すること。また、(6)欄に該当

するおそれがある者については、同欄に「別紙のとおり」と記載し、当該申請者に係る精神の

機能の障害に関する医師の診断書を添付すること。

 ５ 備考欄に薬局の開設許可番号及び許可年月日を記載すること。